

## ❀ 寡婦（寡夫）控除みなし適用のご案内 ❀



～平成 29 年 4 月 1 日から対象事業を拡充します～

本年 4 月から、婚姻歴のないひとり親世帯を支援するため、子育てや福祉などのサービスについて、税法上の「寡婦（寡夫）控除」が適用されるものとみなし、利用料の減額などを行う制度「寡婦（寡夫）控除みなし適用」を拡充します。

### ➤ 対象となる人

みなし適用の対象となるのは、本市に住所を有し、対象事業等の対象となる者であって、所得等を計算する対象となる年の 12 月 31 日及び申請日時点において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する人です。

#### (1) 婚姻歴のない母

- ・生計を同じくする 20 歳未満の子がいる人。
- ・婚姻したことがなく、現在も婚姻状態にない人。

#### (2) 婚姻歴のない父

- ・生計を同じくする 20 歳未満の子があり、前年の合計所得金額が 500 万円以下の人。
- ・婚姻したことがなく、現在も婚姻状態にない人。

※注 1 婚姻届はないが現に事実上の婚姻と同様の事情にある方、税法上の寡婦（寡夫）控除を受けている方は対象外です。

※注 2 「生計を同じくする子」とは、ほかの人の控除対象配偶者、又は扶養親族になっていない、総所得金額等が 38 万円以下の子をいいます。

### ➤ 対象事業、問い合わせ先等

裏面の「対象事業等一覧」をご参照ください。



### ➤ 控除額

所得の計算方法は、税法上の寡婦（寡夫）控除の額に準じます。

（実際の税額の算定に控除が適用されるものではありません。）

控除の種類	所得控除額		所得制限 (合計所得金額)
	所得税	市民税	
寡婦	27万円	26万円	なし
特別寡婦	35万円	30万円	500万円以下
寡夫	27万円	26万円	500万円以下

### ➤ 申請方法

利用する事業の担当課窓口（裏面参照）で申請してください。

## ➤ 申請に必要なもの

申請書（各事業担当課に備え付けています。）、児童扶養手当証書、印鑑

※注1 児童扶養手当受給資格がない方は、申請者の戸籍謄本（1月1日以降に発行されたもの）が必要です。

※注2 1月1日の住所が本市外にあった方は、対象とする課税年度の所得課税証明書（合計所得金額の記載があるもの）が必要です。

### 《対象事業等一覧》

（市外局番087）

	事業名等	担当課	問い合わせ先
1	自動車改造費助成事業	障がい福祉課（本庁2階）	839-2333
2	身体障害者福祉電話等貸与事業		
3	福祉ファクシミリ貸与事業		
4	障害者住宅改造助成事業		
5	福祉タクシー助成事業		
6	障害者医療費助成事業		
7	放課後児童健全育成事業	子育て支援課（本庁6階）	839-2354
8	助産施設運営事業	子育て支援課こども女性相談室 （本庁6階）	839-2384
9	子育て短期支援事業		
10	母子生活支援施設管理運営事業		
11	ひとり親家庭等日常生活支援事業	こども家庭課（本庁6階）	839-2353
12	高等職業訓練促進給付金等事業		
13	ひとり親家庭等医療費助成事業		
14	保育所等保育料	こども園運営課（本庁6階）	839-2358
15	幼稚園授業料		
16	私立幼稚園就園奨励費補助事業		
17	妊娠高血圧症候群等医療費助成事業		
18	母子栄養食品支給事業	保健センター（桜町一丁目9-12）	839-2363
19	産後ケア事業		
20	がん検診自己負担金免除等事業		
21	高齢者インフルエンザ予防接種事業		
22	成人用肺炎球菌予防接種事業		
23	市営住宅使用料	住宅課（本庁7階）	839-2541

※注1 各事業の定める要件に基づき判断するため、みなし適用しても、結果として利用者負担額等が変わらない場合があります。

※注2 現在、各事業を利用していても、みなし適用申請は別途必要です。

※注3 虚偽の申請をした場合は、みなし適用を取り消すほか、みなし適用によって生じた利用料の減額分全額又は給付額の追加分全額の返還をしていただきます。

※注4 適用した年度中でも、所得や世帯の状況に変更があった場合は、変更届を提出していただき、利用料の再計算をします。

※注5 市営住宅使用料については、公営住宅法に基づき、別途実施します。



【寡婦（寡夫）控除みなし適用制度全般について  
高松市こども家庭課 家庭支援係  
Tel：087（839）2353